

参考 具体的な用途の分類の考え方 (バリアフリー法逐条解説2006 (建築物) 【第4版】及び
ひとにやさしいまちづくり条例施行規則運用方針まとめ)

ひとまち 条例区分	用途		ひとまち条例		バリアフリー法	
			特定 公共的 施設	公共的 施設	特別 特定建築物	特定 建築物
					令第5条、 9条 ◇条例33条、 34条	令第4条
1 医療施設	病院又は診療所	介護老人保健施設	○	◇ 1,000m2 以上	○	
介護療養型医療施設						
患者の収容施設のない診療所						
整骨院・接骨院等で、医業に類する「あん摩マッサージ指 圧師、はり師、きゅう師等に関する法律及び柔道整復師法 に規定されるもの」施術所等						
2 商業施設	飲食店又はキャバレー、料理 店、ナイトクラブ、ダンス ホールその他これらに類する もの	待合、カフェー、バー、カラオケボックス等	300m2 以上	○	○	
理髪店、クリーニング取次 店、質屋、貸衣装屋、銀行そ の他これらに類するサービ スを営む店舗		動物病院 ガソリンスタンド 医業に類するもに含まない施設 (カイロプラクティス、足 裏マッサージ等で住民サービスを目的とする店舗に該当す るもの)				2,000m2 以上
3 官公庁 施設	官公庁舎その他これに類する 施設	屯所、駐在所	○	2,000m2 以上	○	
地方公共団体が建築するダム管理事務所、水門管理施設、 庁舎車庫及び倉庫						
県民等不特定かつ多数の部外者が利用する施設 消防署出張所 (防災講習会等不特定かつ多数の者の利用が 見込まれるもの) 消防署庁舎 (本部) (防災講習会等不特定かつ多数の者の 利用が見込まれるもの (※ひとまち 不特定かつ多数の者 が利用することが見込まれる部分が整備対象))						
5 社会福祉 施設	児童福祉施設	助産施設	○	2,000m2以上	○	
乳児院						
母子生活支援施設						
保育所 (※ひとまち 保育室等については対象外)						
児童厚生施設						
児童養護施設						
障害児入所施設 (福祉型・医療型)						
児童発達支援センター (福祉型・医療型)						
児童心理治療施設						
児童自立支援施設						
児童家庭支援センター						
身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター	○	◇1,000m2以上	○		
	補装具製作施設					
	盲導犬訓練施設					
	視聴覚障害者情報提供施設					
保護施設	救護施設	○	※◇ 1,000m2以上	○		
	更生施設					
	医療保護施設					
	授産施設					
宿所提供施設						
隣保館				○		
婦人保護施設				○		
母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター	○		○		
	母子・父子休養ホーム					
母子健康包括支援センター				○		
障害者支援施設	身体・知的・精神障害者支援施設 (通所系) <生活介護、 自立訓練、就労移行支援、就労継続支援>	○	※◇ 1,000m2以上	○		
	精神障害者支援施設 (居住系) <生活介護、自立訓練、就 労移行支援、就労継続支援>					
地域活動支援センター				○		
福祉ホーム (通所系、居住系)				○		
老人福祉施設	老人デイサービスセンター	○	◇1,000m2 以上	○		
	老人短期入所施設					
	養護老人ホーム					
	特別養護老人ホーム					
	軽費老人ホーム					
	老人福祉センター					
老人介護支援センター						
有料老人ホーム				○		

ひとまち 条例区分	用途	ひとまち条例		バリアフリー法				
		特定 公共的 施設	公共的 施設	特別 特定建築物	特定 建築物			
				令第5条、 9条	令第4条			
				◇条例33条、 34条				
5 社会福祉 施設	介護老人福祉施設	特定施設	○	◇ 2,000m ² 以上	○			
		介護専用型特定施設						
		地域密着型介護老人福祉施設						
		介護保険施設						
		介護老人福祉施設						
	その他	地域障害者職業センター				○	◇ 2,000m ² 以上	○
		障害者就業・生活支援センター						
		共同生活援助を行う住居 (同支援を行うグループホーム含む)						
		小規模多機能型居宅介護を行う						
		認知症対応型共同生活介護を行う施設 (同介護を行うグループホーム含む)						
6 教育文化 施設	学校、自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室、図書館、博物館、美術館その他これらに類する施設	幼稚園 (ひとまち 幼稚園保育室等については対象外)	○	◇ 2,000m ² 以上	※○			
		学校 (ひとまち 校舎棟・屋外運動場棟・プール棟など複数建築物がある場合は一体としての対象) (特に、棟ごとの確認申請の場合は全体計画を含め協議が必要)						
7 公共交通 機関の 施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	不特定かつ多数の者が利用するバスターミナル等	○	2,000m ² 以上	○			
10 その他	集会場	地区公民館	○	2,000m ² 以上	○			
		セレモニーホール、斎場						
	神社、寺院、教会その他これらに類する施設	特定の者が利用する宗教施設	○					
		一般に開放されている宗教施設 (礼拝堂等を信者以外のもの (不特定かつ多数) の利用が見込まれる場合)						
		お寺の庫裏の客室等 (一般に開放され信者以外 (不特定かつ多数) の利用が見込まれる場合 住宅部分は対象外)						
	体育館、水泳場、ボーリング場、スキー場、スケート場その他これらに類する施設	ゴルフ練習場、バッティング練習場、スキー場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツクラブ等その他多数の者が利用する会員制運動施設を含む。	○		○			
	自動車の停留又は駐車のための施設 (一般公共の用に供されるものに限る。)	時間貸し駐車場等で不特定かつ多数のものが利用するもの (月極駐車場又はその分を除く)	収容台数が 30台以上	2,000m ² 以上	○			
		路外駐車場						
工場	(ひとまち 応接室、施設見学者等 (不特定多数) が利用する部分	3,000m ² 以上		○				
共同住宅、寄宿舎又は下宿	グループホーム (共同生活援助及び認知症対応型共同生活介護を行わない施設) (平面計画等により「共同住宅」又は「寄宿舎」として扱うものとする。)	一の建築物に存する戸数 (寄宿舎又は下宿にあっては、寝室数) が50以上のもの		○				
興行所、博覧会建築物、店舗等 (仮設建築物に限る)		○						

○は対象となるもの。バリアフリー法◇は、ひとにやさしいまちづくり条例により対象となるもの。用途の判断については、建築基準法に基づく。また、判断に迷う用途については、事前に相談のこと。
※ 高齢者、障害者等身体の機能上の制限をうける者が利用する場合は、特別特定建築物に該当する。
(注意) ここに掲げた例示は参考であり、具体的には複合した施設等もあることから、個々の状況に応じて判断することが望ましい。

参考 具体的な用途の分類の考え方 (バリアフリー法逐条解説2006(建築物)【第4版】及びひとにやさしいまちづくり条例施行規則運用方針まとめ)

参考 条文対応表

ひとまち条例区分	用途	ひとまち条例		バリアフリー法		関連法令	ひとまち条例		バリアフリー法						
		特定公共的施設	公共的施設	特別特定建築物	特定建築物		施行規則	特別特定建築物		特定建築物					
				令第5条、9条 ◇条例33条、34条	令第4条			別表第1 区分	令第5条、9条		令第4条				
1 医療施設	病院又は診療所	○		◇ 1,000m ² 以上	○	介護保険法 介護保険法	1	二	◇1,000m ² 以上	二					
2 商業施設	飲食店又はキャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	300m ² 以上	○		○		2(2)			十五					
	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				○	2,000m ² 以上		2(4)	十五	2,000m ² 以上	十六				
3 官公庁施設	官公庁舎その他これに類する施設	○			○		3	八	2,000m ² 以上	八					
5 社会福祉施設	児童福祉施設	○		2,000m ² 以上	○	児童福祉法 第7条第1項	5			十					
				※ 2,000m ² 以上					十	2,000m ² 以上	十一				
	身体障害者社会参加支援施設	○			◇1,000m ² 以上	○	身体障害者福祉法 第5条第1項	5	十	◇1,000m ² 以上	十一				
					※◇ 1,000m ² 以上					※◇ 1,000m ² 以上	十				
					◇1,000m ² 以上					十	◇1,000m ² 以上	十一			
	保護施設	○			※◇ 1,000m ² 以上	○	生活保護法 第38条第1項	5	※九	※◇1,000m ² 以上	十				
					※◇ 1,000m ² 以上					※九	※◇ 1,000m ² 以上				
	隣保館					○	社会福祉法 第2条第3項第11号			十					
	婦人保護施設					○	売春防止法 第36条			十					
母子・父子福祉施設	母子・父子福祉センター 母子・父子休養ホーム	○			○	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第39条第1項 第2号			十						
母子健康包括支援センター				○	母子保健法 第22条第2項		十								
障害者支援施設	身体・知的・精神障害者支援施設(通所系)〈生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〉 精神障害者支援施設(居住系)〈生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援〉	○		※◇ 1,000m ² 以上	○	障害者総合支援法 第5条第11項	5	※九	※◇ 1,000m ² 以上	十					
地域活動支援センター				○	障害者総合支援法 第5条第25項	※九		十							
福祉ホーム(通所系、居住系)				○	障害者総合支援法 第5条第26項	※九		十							
老人福祉施設	老人デイサービスセンター 老人短期入所施設 養護老人ホーム 特別養護老人ホーム 軽費老人ホーム 老人福祉センター 老人介護支援センター	○		◇1,000m ² 以上	○	老人福祉法 第5条の3	5			十					
有料老人ホーム					○	老人福祉法 第29条第1項			十						

ひとまち 条例区分	用途	ひとまち条例		バリアフリー法		関連法令	ひとまち条例		バリアフリー法		
		特定 公共的 施設	公共的 施設	特別 特定建築物	特定 建築物		施行規則	特別特定建築物		特定建築物	
				令第5条、 9条	令第4条			令第5条、9条			
				◇条例33条、 34条		別表第1 区分	特定公共的施設 及び公共的施設		令第4条		
5 社会福祉 施設	介護老人福祉施設	特定施設	○	◇ 2,000m2以上	○		介護保険法	第8条	5	九	◇2,000m2 以上
		介護専用型特定施設									
		地域密着型介護老人福祉施設									
		介護保険施設									
		介護老人福祉施設									
	その他	地域障害者職業センター	○	◇ 2,000m2以上	○	障害者の雇用の促進等に関する法律	第19条第1項第3号	5	十	◇2,000m2 以上	十一
		障害者就業・生活支援センター									
		共同生活援助を行う住居 (同支援を行うグループホーム含む)									
		小規模多機能型居宅介護を行う									
		認知症対応型共同生活介護を行う施設(同介護を行うグループホーム含む)									
6 教育文化 施設	学校、自動車教習所、学習 塾、華道教室、囲碁教室、図 書館、博物館、美術館その他 これらに類する施設	幼稚園(ひとまち 幼稚園保育室等については対象外)	○	◇ 2,000m2 以上	※○		6	◇一	◇2,000m2以上	◇ 一	
		学校(ひとまち 校舎棟・屋外運動場棟・プール棟など複数建築物がある場合は一体としての対象) (特に、棟ごとの確認申請の場合は全体計画を含め協議が必要)									
7 公共交通 機関の 施設	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する施設で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの	○	○	2,000m2 以上	○		7	十六	2,000m2以上	十九	
10 その他	集会場	地区公民館	○	2,000m2 以上	○		10(2)	四	2,000m2以上	四	
		セレモニーホール、齋場									
	神社、寺院、教会その他これらに類する施設	特定の者が利用する宗教施設	○				10(3)				
		一般に開放されている宗教施設(礼拝堂等を信者以外のもの(不特定かつ多数)の利用が見込まれる場合)									
	体育館、水泳場、ボウリング場、スキー場、スケート場その他これらに類する施設	お寺の庫裏の客室等(一般に開放され信者以外(不特定かつ多数)の利用が見込まれる場合 住宅部分は対象外)	○			○	10(5)			十二	
		ゴルフ練習場、バッティング練習場、スキー場、スケート場、フィットネスクラブ、スポーツクラブ等その他多数の者が利用する会員制運動施設を含む。									
	自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)	時間貸し駐車場等で不特定かつ多数のものが利用するもの(月極駐車場又はその分を除く)	収容台数が 30台以上	2,000m2以上	○		10(8)	十七	2,000m2以上	二十	
路外駐車場		駐車場法									第2条第2号
工場	(ひとまち 応接室、施設見学者等(不特定多数)が利用する部分)	3,000m2以上			○	10(13)			十八		
共同住宅、寄宿舎又は下宿	グループホーム(共同生活援助及び認知症対応型共同生活介護を行わない施設)(平面計画等により「共同住宅」又は「寄宿舎」として扱うものとする。)	一の建築物に存する戸数(寄宿舎又は下宿にあつては、寝室数)が50以上のもの			○	10(12)			九		
興行所、博覧会建築物、店舗等(仮設建築物に限る)		○				2若しくは10					

○は対象となるもの。バリアフリー法◇は、ひとにやさしいまちづくり条例により対象となるもの。
用途の判断については、建築基準法に基づく。また、判断に迷う用途については、事前に相談のこと。
※ 高齢者、障害者等身体上の機能上の制限をうける者が利用する場合は、特別特定建築物に該当する。
(注意) ここに掲げた例示は参考であり、具体的には複合した施設等もあることから、
個々の状況に応じて判断することが望ましい。